

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社 Life community 富乃美の丘が開設するデイサービス富乃美の丘（以下「事業所」という。）が行う介護予防通所介護相当サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「介護予防従事者」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し適正なサービス提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護予防通所介護相当サービス従事者は、利用者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービス富乃美の丘
- 二 所在地 佐賀県武雄市山内町大字鳥海 12095 番地 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

従業者の職種	職務内容	人員
管理者	従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行い、その他業務の管理を行います。利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの計画を生活相談員等と協力して作成します。また、サービス実施状況の把握し、通所介護計画の変更を行います。	1名（兼務）
生活相談員	利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び介護に関する相談及び援助などを行います。また、通所介護計画に従ったサービスの実施状況および目標の達成状況の記録を行います。	1名以上
看護職員	サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。利用者の療養のための必要な措置を行います。利用者の病状が急変した場合等に、主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	1名以上
介護職員	通所介護計画に基づき、必要な日常生活の世話及び介護を行います。	3名以上

機能訓練指導員	通所介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	1名以上
---------	---	------

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日
ただし、12月30日から1月2日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時
サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

定員13人

(介護予防通所介護相当サービスの提供方法、内容)

第7条 介護予防通所介護相当サービスの内容は次のとおりとし、提供した場合の利用額は介護予防・日常生活支援事業の実施に関する要綱が定める額とする。

- ・日常生活動作の機能訓練
- ・健康状態の確認
- ・送迎
- ・その他介護に関する相談

(地域包括支援センターとの連携等)

第8条 介護予防通所介護相当サービスの提供にあたっては、利用者にかかる地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法、内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の地域包括支援センターに連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく介護予防通所介護相当サービスの提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域を勘案し、利用希望者に対して介護予防通所介護相当サービスの提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる地域包括支援センターと連携し、必要な措置を講じる。

(介護予防通所介護相当サービス計画の作成等)

第9条 介護予防通所介護相当サービス提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、介護予防通所介護相当サービス計画を作成する。

- 2 介護予防通所介護相当サービス計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。作成した介護予防通所介護相当サービス計画は、遅滞なく利用者に交付する。
- 3 利用者に対し、介護予防通所介護相当サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(介護予防通所介護相当サービスの提供記録の記載)

第10条 介護従事者は、介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、その提供日、提供時間、提供した具体的なサービスの内容、その他必要な事項を記録する。また、当該介護予防型通所介護サービスについて、利用者に代わって支払いを受ける介護予防通所介護相当サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(介護予防通所介護相当サービスの利用料等及び支払いの方法)

第11条 介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該介護予防通所介護相当サービスが法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割とする。

- 2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、食材料費、おむつ代、アクティビティサービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 4 介護予防通所介護相当サービスの利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、武雄市とする。

(契約書の作成)

第13条 介護予防通所介護相当サービスの提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けるととする。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 介護予防通所介護相当サービス従事者は、介護予防通所介護相当サービスを提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 介護予防通所介護相当サービスを提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えるため、「非常災害に関する具体的計画」計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
防災訓練	年1回
避難訓練	年1回
通報訓練	年1回

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

- 第16条 介護予防通所介護相当サービスに使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 介護予防通所介護相当サービス従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第17条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を年一回以上開催する。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の選任
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策)

- 第19条 介護職員が安心して働くことのできる職場環境・労働環境を確保するため対策を講じます。
- (1) 従業者に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施します。
 - (2) ハラスメントの相談窓口を設置します。

苦情受付担当者	管理者 内田 美鈴
---------	-----------

- (3) パワーハラスメント
 - ① 身体的暴力を行うこと
 - ② 違法行為を強要すること
 - ③ 人格を著しく傷つける発言を繰り返すこと例 攻撃的態度で大声を出す
机や椅子などを叩いたり、蹴ったりする
制度上、認められない（または、計画にない）サービスを要求する
- (4) セクシャルハラスメント
 - ④ 利益・不利益を条件にした性的接触または要求すること
 - ⑤ 性的言動により、サービス提供者に不快な念を抱かせる環境を助勢すること例 性的な関係を要求する
サービス提供時、不必要に体に触れてくる
性的な冗談を言う、わいせつな本を見えるように置く

(5) 事業者からの契約解除

利用者からその家族からハラスメント行為が従業員にあった場合には契約解除をすることがあります。

また、契約を解除する場合、事業者は保険者である市区町村と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業所等の紹介、その他の必要な装置を講じます。

(相談・苦情対応)

第20条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、介護予防通所介護相当サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存する。

(事故処理)

第21条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、地域包括支援センター、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

4 事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(その他運営についての重要事項)

第22条 従事者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後6か月以内

二 継続研修 年1回以上

2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、合同会社 Life community 富乃美の丘の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

この規程は、令和7年5月1日から施行する。

この規程は、令和8年3月1日から施行する。